

平成 24 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 皆さん、おはようございます。少し早いのですが、ただいまから平成 24 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会につきましては、委員及び委員から、所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。したがって、まちづくり景観審議会委員 10 名のうち 8 名のご出席がございましたので、会は有効に成立しております。よろしくお願いたします。

会 長 おはようございます。それでは、ただいまから平成 24 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会を開催します。傍聴についてご報告ください。

まちづくり推進課長 本日は傍聴の申し出はございません。

会 長 わかりました。そういうことでございます。

それでは早速、今日の議題を事務局からお話してください。

まちづくり推進課長 本日の議題でございますが、審議案件が 1 件、報告が 2 件ございます。

審議案件としては景観協定の認可についての意見聴取で、杉並区景観条例第 26 条及び杉並区まちづくり景観審議会条例第 2 条第 1 項に基づき、区長から諮問されておりますので、ご審議をよろしくお願いたします。

また、報告は杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査・審議の結果及び杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定についてです。

なお、本日の資料につきましては、事前にお送りしてございますが、お手元に全部あるかどうかご確認をよろしくお願いたします。

会 長 よろしいですか。それでは、きょうの審議案件であるパークシティ浜田山（戸建地区）の景観協定について理事者側からご説明ください。

まちづくり推進課長 それでは、私からパークシティ浜田山の景観協定について、まずざっとお話しさせていただきます。

お手元のまちづくり景観審議会資料 1 のパークシティ浜田山景観協定ですが、景観法の第 81 条に基づき、平成 24 年 3 月 27 日に三井不動産レジデンシャル株式会社から認可の申請があったものです。

今回は景観条例第 26 条の規定に基づき、当審議会において意見聴取をお願いするものです。

なお、本景観協定につきましては、景観法第 82 条第 1 項の規定に基づき公

告しまして、平成 24 年 5 月 11 日から 5 月 24 日の間、区役所まちづくり推進課窓口ほか 2 カ所で縦覧を行いました。

結果として意見の提出は 1 件もございませんでした。

また、景観法第 83 条に基づく認可についての規定ですが、これについてはすべて確認しております。内容は申請手続きが法令に違反していないかとか、あるいは土地等の利用を不当に制限していないかということですが、特に該当するものはございませんでした。

詳しい内容につきましては、申請者である三井不動産レジデンシャルから担当の方がお越しになっておりますので、ご説明をよろしくお願いいたします。

会 長 ご苦労さまでございます。それでは早速ですが、申請者から本協定についてご説明をお願いいたします。

申 請 者 パークシティ浜田山景観協定申請者の代理として参りました、三井不動産レジデンシャルの と申します。よろしくお願いいたします。

まず、申請に至りました経緯です。当該地は 1936 年（昭和 11 年）に三井上高井戸運動場として開場しております。以降は福利厚生施設としてスポーツを中心とする社交の拠点であり、また 70 有余年、多くの緑を育ててきた地でもあります。

緑あふれる当該地は、周囲の皆様から「三井の森」という名称で愛され、1992 年には杉並百景に「三井の森」として選出されております。

社会変化の中、当該地は運動場という福利厚生施設の役割を終えました。そして、新たに住宅地として生まれ変わるにあたり、この地の財産である緑の継承、風景の継承をして開発を進めてまいりました。

開発を進める中で杉並区各部との協議・指導もありまして、三井の森として愛された樹木の多い場所が杉並区所有の公園と今はなっております。マンション地区と戸建地区全体においては、地区計画による最低敷地面積の設定や壁面後退などを設け、また緑地協定も認可いただきまして、緑の保全もしております。

さらにこのたび戸建地区につきましては、所有者の自由度も高く、街並みに与える影響が大きいと考えておりますため、よりきめ細かいルールを設けまして、景観の継承につとめていきたいと考え、景観協定の申請に至っております。

景観協定の名称ですが、「パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定」として
おります。場所の説明ですが、高井戸東一丁目地内、京王線井の頭線の浜
田山駅南西、駅に程近い閑静な場所となっております。

区域及び面積ですが、区域図に示す区域の 9,148.25 平方メートルとなっ
ております。

続きまして、景観協定の内容について協定書をもとにご説明します。内容
に係ることなので、一部割愛して進めさせていただきます。

まず、第6条をごらんください。建築物に関する基準です。

第6条 協定区域内の建築物の形態意匠、敷地、規模、構造、用途又は建
築設備などは、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

(1) 建築物の敷地の地盤高は変更してはならない。ただし、以下の場合
においてはこの限りではない。

ア 敷地内への出入りに必要な通路を築造する場合

イ 自動車の駐車のための施設を建築又は築造する場合

ウ 造園のための敷地地盤の軽微な変更を行う場合

エ 敷地内における建築の基礎及び基礎杭の工事による残土の処理の
ための盛土を行う場合

(2) 建築物の敷地の出入口は、都市計画道路補 215 号線、区画道路 1 号
及び 2 号、歩道状空地並びに共有地に面して設置してはならない。

(3) 協定区域内には、一戸建て専用住宅以外のものは建築してはなら
ない。

(4) 建築物の敷地において、電柱及びこれに類するポール等の設置をし
てはならない。

会 長 傍聴の申し出が開会後にありました。それはよろしいですね。録音をとりた
いという申し出も付随しておりまして、これも従来の慣例からすると特に
問題がない限りはということですので、よろしいですか。

では、そういうことで、中断してすみません。

申 請 者 (5) 建築物等の色彩は、周囲の街並みとの調和に配慮し、以下の基準によ
るものとする。

表を読み上げるのは難しいですが、こういったマンセル表をもとにつくっ
ております。

続きまして、第7条の工作物に関する基準です。

建築物の敷地において、現況地盤面又は築造されている石積及び擁壁の天端位置より外周境界方向へ人工地盤の目的などで工作物を築造又は張り出しではならない。

2 石積及び擁壁の仕上は、協定区域内で協定締結時に使用されている素材、色調、サイズ、厚さに近いものを用いるものとする。

3 自動販売機の設置はしないものとする。

第8条 屋外広告物に関する基準

屋外に自家用広告物を設置する場合は、その表示面積の合計は1平方メートル以下としなければならない、という内容を定めております。

そこから運営委員会がありますが、こちらは割愛させていただきまして、第11条をごらんください。協定の効力です。

この協定は、杉並区長の認可の公告のあった日から起算して3年を超えない範囲内において、協定区域内に2以上の土地所有者等が存することとなった日から効力を生ずる。

2 この協定は、効力を発することとなった日以後において、協定区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶ、としております。

飛びまして、14条の有効期間です。

この協定の有効期間は、杉並区長の認可の公告のあった日から10年とする。ただし、有効期間満了前3ヶ月以内に土地の所有者等の過半数の申し立てがない限り、協定を自動的に期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

2 この協定の規定に違反した土地の所有者等（以下、「違反者」という。）の措置に関しては、有効期間満了後又は廃止後においても、なお効力を有する、と定めておりまして、そのほかは裁判所への提訴等ありますので、大きく概要はこのような内容としております。

説明は以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、理事者側とただいまの事業者からのご説明について、ご意見、ご質疑をどうぞよろしく申し上げます。

委 員 戸建住宅の地域に既に4棟ほど住宅が建っておりますが、あれはモデルハウスといった類のものでしょうか、それとももう既に所有者がいらっしゃるのでしょうか。

申 請 者 モデルハウスの類のものでして、これからあちらも販売していくことになり

ます。

委員 わかりました。

会長 どうぞご遠慮なく。

委員 今ご説明があった8条の屋外に自家用広告物を設置する場合ということですが、用途は1戸建専用住宅に限ることになっていると思いますが、どういうことを想定しているのでしょうか。

申請者 例えば、個人塾を経営して、ご自身の家のところに看板を掲げるとか、他社の広告を有料で飾ってくださいますということもありますので、何か必要があれば、最低1平方メートルぐらいあれば十分だろうということで規制しております。

委員 すみません、もう一点。その色とかについては何か細かい規制みたいなものはお考えですか。

申請者 1平方メートルですので色までは考えておりません。

会長 どうぞお願いします。

委員 関連する質問ですが、恐らく最も影響が大きいのは不動産の販売とか、募集にかかわる広告だと思いますが、そういったものも1平方メートル以内に抑えて掲出されるというお考えでしょうか。

申請者 はい、そのように考えております。

会長 では、せっかくですから伺います。これは今後あるスケジュールで、多段階的にお買いになる方が出てくるのでしょうかけれども、基本的に建築の条件付といえますか、今ある程度のモデルハウスがあると伺いましたが、事業者さん側が用意した基本的なものが置かれるのか、全く自由にそれぞれの方がという違いで、この守りやすさも大分変わってくると思いますが、その辺はどうお考えですか。

申請者 今お話がございましたが、大きく事業としてはつくって売る建売住宅、もう一つは建築条件付、土地を売りながら建物もある程度コントロールできるように、もう一つは宅地売りでございます。現状では先ほどの4棟の話もございましたが、建売住宅と建築条件付宅地分譲で販売を行いたいとは思っております。

しかし、情勢の変化もしくは私どもが持っているニーズが合致せず、どうしても宅地で買いたいという方が大勢いらっしゃるという社会の状況になりますと、宅地売りというのもございます。逆にそういった事態もありますので、

こういった景観協定を用意させていただきたいと思っております。また、残念ながら戸建住宅ですと、30年、50年たちますと建替えも出てまいりますので、そのときにも効力を有するようなものでありたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。

委 員 この地域は用途地域がどのようになっているかという話をまずお聞きしたいと思えます。その容積・建ぺいみたいな話については基本的に触れないということかと思えますが、例えば高さの話とか壁面後退とかということはあまり今回考えていないみたいな感じがしますが、何かその辺の考え方は、基本的に景観の非常にいい場所だということで、緑を守りたいというお話があったと思えますが、どのようにお考えですか。

申 請 者 まず、パークシティ浜田山という全体で見ますと、北の約半分が1種中高層で、南側が1種低層住宅になっております。

 今回の戸建地区に関しては1種低層に入っております、建ぺいと容積に関しては50%と100%です。

 先ほど壁面後退の話がございましたが、壁面後退については地区計画で隣地及び道路から1メートルセットバックしなさいという規定がありますので、まずそこで定められております。

 それと高さにつきましても、1種低層なので10メートルに変わりなく、そのほか緑地の量に関しては、緑地協定で出入り口の制限をしたり、緑化の基準を守ったりしておりますので、今ご質問のあったことはほかのところでも十分準備できていると考えております。

委 員 いわゆる用途地域で決めている制限を超えるものは、あえてここではやっていないと考えていいのですか。

申 請 者 はい、そのように考えております。

委 員 敷地の規模なんか最低敷地制限みたいな話はよく出ますが、ここは今、平均的にはどのぐらいの敷地の規模ですか。

申 請 者 すみません。先ほど説明を怠っております。最低敷地面積につきましても、150平米となっております、今回平均で200平米ちょっとの敷地になっております。

委 員 それ以上の分割は基本的にはできないことになるわけですね。

申 請 者 はい。

会 長 地区計画と緑化協定とおっしゃいましたね。それとこの景観協定と3つが合

わせ技ということでしょうね。わかりました。そのほかいかがでしょうか。

委 員 今回の敷地ではないのですが、公園と今回提出された敷地の間は、こちらも申請者さんの敷地ですか。それとも公園の一部でしょうか。

申 請 者 公園と道路の間ですか。

委 員 そうです。

申 請 者 はい、私どもがもともと持っていた敷地です。今はマンションのゲストハウスとか、一部低層のマンションとして全部で30世帯ぐらいが入居しております。

委 員 わかりました。

会 長 ありがとうございます。いかがですか。

委 員 塀に関する規定というのがありますか。

申 請 者 塀につきましても地区計画で垣・柵を設けなさい、透過性のあるものにしてくださいということで定められております。

委 員 ブロック塀なんかはできないということですね。

申 請 者 ブロック塀は60センチまでしかできなくなっております。

会 長 いかがですか。

周到なご準備だと思いますけれども、最後にお買いになるエンドユーザーに何か、たくさんいろいろあるというのをうまくご説明いただかないと、一遍に理解できないかもしれませんね。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

委 員 この共有地とはどういうものを想定されているのですか。

申 請 者 共有地は戸建地区に住む方々が共有する土地になっております。私どもの今までの経験ですが、戸建の所有地の中に、例えば高木を植えたりしますと軒に当たったりとか、あとはいずれ切られたりということもありますので、一番街並みの骨格をなす、見えるであろう場所に共有地を設けます。そして、現在でも軒が約7メートルぐらいですが、それを超える10メートル、20メートルのもともとの今の地に、三井の森公園にあるような木を配します。三井の森公園と柏の宮公園は、鳥が飛んでいますとずっと木が繋がって見えるようにということで共有地をつくっております。

委 員 現状は緑があるわけではないんですか。

申 請 者 現状も緑が入っております、高木が入っております。

委 員 それを残そうということですね。わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。大体このようなことでご質疑はよろしいですか。そうしましたらば、大変ありがとうございました。この本審議会としてパークシティ浜田山戸建地区の景観協定を認可するというご異議はありませんか。

(異議なし)

ありがとうございました。では、異議なしということで、区長さんに対して本審議会から答申させていただきます。

では、この案件についてはどうもありがとうございました。
どうもわざわざお時間をいただきありがとうございました。

(申請者退室)

まちづくり推進課長 ご審議ありがとうございました。ちなみに杉並区においては、この景観協定は第1号になりますけれども、全国的に見ましても、国土交通省のホームページを見ましたら、5月時点で全国でもまだ21件ぐらいしか協定が結ばれていないという状況です。

会 長 またいずれ現場も見に参りましょう。

ありがとうございました。それでは、議案1は終わりました、2の報告案件に入りたいと思います。

まず最初に、専門部会の調査審議の結果についてご説明をよろしく願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、私から前回の審議会以降、専門部会での調査の結果につきまして、お手元の資料2でご説明します。

前回ご報告以降、専門部会は2回行いまして、都合、大規模の事前協議が4件、公共施設の事前協議が5件、合わせて9件の案件がございました。それについては資料2でざっとご説明します。

全般的にはすべて異議なしという形で処理をしております。

1枚目に書いてあるのは京王自動車の荻窪営業所の新築で、若干参考意見がついていますが、異議なしという形になっております。

続いて2ページの一番上は、これは区の事業ですが、阿佐谷北口のカラー舗装化について異議なしということで回答しております。

以降は小学校の色彩の変更が3件ございます。それぞれ異議なしという形で処理をさせていただいております。

4ページは阿佐谷南学童クラブの新築についても異議なしです。ただ、子

どもが使うということもありますので、少し遊び心をアクセント的に加えたらどうですかという意見を付させていただきました。

その下が東京女子学生会館の新築ですが、これも外壁について若干ご意見を付させていただきましたが、異議なしという形で処理をさせていただいております。

最後のページは浜田山の共同住宅の新築です。こちらについても異議なしということでございますが、少し意見をつけました。開発で受変電設備（パットマウント）が南方の戸建住宅からよく見える形になるものですから、少し配慮したほうがいいのではないかとそんな意見を付させていただきました。

最後の立教女学院の体育館・プール棟の増築ですが、これも異議なしという形で処理させていただいておりますが、参考意見にいろいろ書いております。屋根の瓦の色が、区が定めた色彩基準を超えてしまいました。ただし、既存の校舎との色彩の同調性とか、あるいは周りの緑との景観の同調性とか、あるいは地域におけるランドマーク的な意味合い、あるいは歴史的あるいは文化的な施設としての意味合いから、やや超えるがこれは異議なしでいこうとなりました。

ただし、参考意見の中で、今建っている建物の中でもう 70 年を超える建物もあるわけですが、いわばエイジングとって少し色合いが落ちてきているものがございますので、そういう既存の校舎の建物の瓦と色調を合わせるような工夫をしてほしいという意見を付させていただいております。

これについては業者のほうもいろいろ検討していただいているようで、色調の違う瓦を一緒に合わせて、全体として同じような色調になるということについて検討していただいている最中です。大体既存の一番古い高等学校の建物ですとか、あるいはマーガレットホールなどの屋根と同じような色調になるように今、努力して、極力既存の建物と違和感が生じないように検討していただいております。

会 長 ありがとうございます。それでは、このことで何かご質問やお気づきの点があったらお願いいたします。 委員からも何かありますか。

委 員 参考意見として比較的色彩に関する問題が多いと思います。これは全国的な流れなのかもしれないですが、最近全くの無彩色を用いて、白と黒のメリハリが強いような建物を計画する事例がかなり増えてきております。それにつ

いてできるだけ温かみのあるもの、落ち着いたものということで参考意見を
出ささせていただくケースが幾つかありました。

それから、一番最後の立教女学院の件は、当初専門部会では全く異議のな
い方向で議論していたのですが、瓦の材料が実際には古くから用いられてい
る塩焼きの棧瓦ではなくてセメント瓦になるということで、色だけでいいの
かというような議論が少しありました。

それも踏まえまして、ここの参考意見にあるような3点の意見をつけさせ
ていただいて、事業者にも周囲のものと合わせる努力をお願いしたという経
緯があります。

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

特にご質問はございませんか。それでは、報告を承ったとさせていただきます。
ありがとうございます。

それでは、次の報告事項を引き続いてお願いいたします。

都市計画課長 私からは「杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」の改定
についてご報告申し上げます。お手元の資料の3をごらんください。

杉並区まちづくり基本方針につきましては、平成10年に新たに策定されま
して、その後、平成14年6月に改定されたという経過がございます。

この4月に杉並区として新たな杉並区基本構想を策定したことに伴いまし
て、今般、本方針の改定作業を進めることとしましたので、ご報告させてい
ただきます。

まず1番は検討の進め方です。現在、庁内の検討組織において検討作業
見直し作業を既に進めております。

続きまして2番は基本方針の位置づけです。こちらについては杉並区の基
本構想及び都の都市計画区域マスタープランの内容を踏まえて改定するもの
です。

3番はスケジュールですが、現在検討を進めておりますが、9月には骨子
案を作成して、区民説明会等により皆様のご意見をちょうだいした後、11月
にはさらに一歩進めて素案の公表、さらに改めてパブコメ、区民意見提出手
続を得た後に、来年の3月には新たな基本方針として決定したいと考えてお
ります。

本審議会の委員の皆様のご意見につきましても、ぜひ頂戴したいと存じて
おりますので、またぜひその節はよろしくお願いいたします。

続きまして4番の区民アンケートです。区のまちづくり条例におきましては、まちづくり基本方針を策定するにあたりまして、区長は区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする、このような条例の規定がございます。そのために具体的な方策として、まず基本構想の策定時に区民アンケートあるいは意見交換会、あるいは基本構想審議会などにおける議論、こういったところで示された区民の皆様のご意見を踏まえるほか、本方針の検討にあたっての基礎資料として、別添の区民アンケートを24年2月から3月に実施しました。

このアンケートにつきましては、区内の7地域の人口の割合に応じて、無作為抽出をさせていただいた18歳以上の区民の方5,600人に呼びかけをしました。その結果、30.3%、1,698人の方からご回答を頂戴しました。

このアンケートの主な内容につきましては、今後の区における道路整備、公共交通のあり方、バリアフリーあるいは土地建物の利用方法、防災まちづくり、公園、みどり等々のまちづくりに関するさまざまな取り組みについて、区民の皆様が考える重要度あるいは優先度、何が大事なのかについてアンケートしたものです。

調査結果につきましては、別紙の概要版、黄色い冊子が本体です。内容につきましては多岐にわたりますので、詳細については後ほどご参照いただければと存じますが、概要版をごらんください。

こちらの1ページの下の設定です。こちらが今回の調査のいわば主眼といえますか、総まとめと思われる部分ですので、こちらだけ説明させていただきます。

こちらの設定については、このアンケートの回答者がお住まいの地域が、大体10年後ぐらいにどのようなまちになることが望ましいかにつきまして、記載の11項目の中から3つまで選んでいただいた結果です。

これを見ますと、大きな地震が起きても火災が起こりにくい安全なまちが46.9%、次に医療福祉施設が身近にあり、安心して暮らせるまちが42.3%、次に緑豊かで、静かな住宅地が41.5%ということで、ベストスリーを占めております。緑豊かで安全・安心なまちを望まれる方が多かったことが読み取れるかと思えます。

今般の区の基本構想においても、区民の安全・安心の確保についてはその理念や目標の第一に掲げて、今後10年間取り組んでいくことにしましたので、

今般のまちづくり基本方針の体系にあたりまして、こうした考え方のもとに検討作業を進めていこうと思っております。

他の設問につきましては後ほどご参照ください。また、形ができた時点で皆様の意見を頂戴したいと存じますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

会 長 ありがとうございます。このことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委 員 3 番の改定スケジュールの 11 月に素案の公表があって、区民意見提出手続というのがありますが、この区民意見はどのような形で聴取されるお考えかお聞かせください。

都市計画課長 これは条例に基づいた手続きでして、区民の権利義務とか、あるいは基本的なものを定める場合には、事前に区民の皆さんのご意見を伺うといった流れでございます。

 具体的には素案の形ができた時点で、それを例えば広報なりホームページに載せて、それについて期間を定めてご意見を頂戴します。それについて検討させていただいて、必要な修正を加えるといった流れでございます。

委 員 特にフォームを定めるとかそういうことではなくて、自由に意見を言ってくださいという形ですか。

都市計画課長 すべてにおいてお気づきになったこととか、あるいはご意見等をご自由にいただくのが基本だと考えております。

委 員 それで 11 月に区民意見を聴取して、実際 2 月にはもうその基本的な計画、マスタープランが定まると考えていいと思いますが、実質 3 カ月ぐらいの期間で、その間に出された区民意見を消化して、それによって素案の修正が基本的にはあり得るといことだと思えます。

 期間としてこの 3 カ月ぐらいというのは、考え方でしょうけれども、何か一区民として考えるとちょっと短いかなという感じがしないでもありません。どの程度区民意見を十分に咀嚼して、それで素案に反映されるのか。その辺のお考えを伺うといっても難しいかもしれませんが、少し不安な気持ちがあります。

都市計画課長 こちらについては、今の手続きはあくまで条例に定められたパブリックコメントという手続きですが、当然この課題については区民の皆さんの広いご意見をやはりいただきたい。ですので、その前に 9 月の骨子案というのがあり

ますが、これはパブコメをかける素案のさらに前の段階で、一度粗々なものをつくって、その段階から広く説明会なども各地域で開催しながら、幅広くご意見をいただきます。

本審議会の委員の皆様のご意見も頂戴しながら、そういったことで期間をとると考えております。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。そのほかに伺っておきたいことをお願いします。

委員 これはかなり個別的・具体的な話で、次の機会でもよろしいのかもしれないのですが、概要版の 2 ページを拝見すると、歩道の整備あるいは自転車専用レーンの設置が、かなり高い割合でリクエストがあるようです。

既存の道路に自転車専用レーンを設けたり、歩道であることの明示をしたりするとき、鮮やかな色彩が無秩序に使われるというようなケースが、他都市ではかなりあります。まちづくりを進めていても、そういうものがまちづくりの蓄積を台無しにしているというようなケースがかなり見られますので、こういうものを積極的に取り入れていくときに、そういった景観への配慮も欠かさないように、どこかにきちんと書き留めていただくようなことをお願いしたいと思います。

都市計画課長 ご指摘の点に限らず、景観まちづくりにつきましても、今回の基本方針の柱の 1 つでございますので、さまざまな観点から検討を進めてまいりたいと思います。

会長 確かにいろいろなご意見があるでしょうね。世田谷でこの前に見た自転車の脇のものは真っ青で、目立つといえば目立つけれども、それがいいのかどうか、専門とされる方々でもいろいろな意見があるでしょうね。その辺は実際の実施の中でうまくできるような、その前置きとしてのマスタープランで何か書いておく必要があるでしょうね。ありがとうございました。

そのほか、お気づきの点はありますか。

特によろしいですか。

では、ただいまのご説明にありましたように、やや見えてきた段階でまたこの審議会にもご説明と意見を交換したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議案は報告を含めて終わりでございまして、5 番のその他連絡事項について何かございますか。

まちづくり推進課長 私から1点だけ。本日はご審議ありがとうございました。

次回の予定ですが、改めて日程調整させていただきますが、10月の中旬ないしは下旬に予定しておりますので、その旨、よろしくお願いいたします。日程が決まりましたらまた早めにご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、そういうことでよろしくお願いいたします。そのほか、委員の皆さんから何かございますか。

それでは、審議会としてはこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

了